

山田中学校いじめ防止基本方針の概要

<いじめの防止等に関する基本的考え方>

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒等をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

【いじめ・不登校対策委員会】

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

家庭との連携

- ・ 参観日、家庭訪問
- ・ PTA 総会、役員会
- ・ アンケート調査

教育委員会との連携

- ・ 報告、連絡、相談
- ・ 指導主事の要請、派遣
- ・ 支援チームの要請、派遣

学校の取組

【いじめの未然防止】

- 生徒が主体となった活動
(異学年交流会、ピアサポート活動、全校学習会)
- 教職員が主体となった活動
(自己有用感を育む授業、教育相談週間の設定、道徳教育や情報モラル教育の充実、外部講師による教育講演会の実施)
- 家庭・地域との連携
(PTA総会での学校方針の説明、学校・学級通信の充実、オープンスクールの実施、保護者を対象とした研修会の開催)

【いじめの早期発見】

- 無記名アンケートの実施
- 生徒の学校生活や生活の記録による観察と情報の共有化
- 生徒の発する具体的なサインとその共有化

【いじめに対する措置】

- 被害者、加害者等への適切な支援及び指導
- 調査及び情報の共有化等、組織的な対応と再発防止

【重大事態への対処】

- 教育委員会への報告・連絡・相談
- 警察署との連携
- 調査報告書をもとにした家庭や地域への説明

関係機関との連携

- ・ 警察署
- ・ 南部福祉子どもセンター
- ・ 市の福祉部局
- ・ 医療関係
- ・ 臨床心理士やSSW

地域との連携

- ・ 山田地区青少年育成協議会
- ・ 巡回補導委員
- ・ 学校公開

<いじめの防止年間指導計画>

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	生徒が主体となった活動	教職員が主体となった活動	対策委員会が主体となった活動	
4月		○PTA総会での説明	○基本方針作成・見直し ○年間指導計画の作成	○中高連携会議①
5月	○生徒総会 ○異学年交流会の実施 ○全校学習会の実施		○進級時の情報の確実な引継	○地域連携会議
6月	○全校学習会の実施	○教育相談週間の設定① ○職員相互の授業研究会の実施 ○生徒・保護者対象の情報モラル教室		
7月		○事例研究①	○学期の取組の総括・次学期に向けての確認	○地域連携会議
8月		○教職員対象の研修		
9月	○体育大会の企画・実施			
10月	○文化祭の企画・実施 ○全校学習会の実施	○学校公開の実施		
11月	○全校学習会の実施	○教育相談週間の設定②		
12月		○教職員の意識調査②	○学期の取組の総括・次学期に向けての確認	○地域連携会議
1月				
2月	○全校学習会の実施	○教育相談週間の設定③		○地域連携会議
3月	○学年別クラスマッチの企画・実施	○事例研究③	○学期の取組の総括・次年度に向けての確認 ○進級時の情報の確実な引継	○中高連携会議② ○地域連携会議
通年	○ボランティア活動の推進 ○生徒会による相談箱の設置	○わかる授業の展開 ○話し合い活動により、生徒同士で学び合う授業の展開	○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ○職員会議での情報の共有 ○過去のいじめ事例の蓄積	○警察署等との連携
月1回	○生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動		○いじめ・不登校対策委員会の開催	○教育委員会への報告
学期1回		○道徳教育や情報モラル教育の時間設定 ○学校通信を活用したいじめ防止活動の報告	○教育相談の実施 ○生徒会との意見交換 ○アンケート調査	